

南橘地区地域づくり推進協議会 会則

(名称)

第1条 本会は、南橘地区地域づくり推進協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 協議会は、地域の人達の交流やコミュニケーションのもと、支えあいや自主・自立性の強化を図りながら、誰もが安全に安心して暮らせる地域づくりを進めることを目的とする。

(活動内容)

第3条 協議会は、南橘地区をより良くするために、地域に必要なことや地域にできることの具体化を検討しながら、地域全体で取り組むことのできる諸活動や計画、体制づくりを行う。

(構成)

第4条 協議会の会員は、別表のとおりとする。

(事務所)

第5条 協議会の事務所は、南橘市民サービスセンター内に置く。

(役員)

第6条 協議会に、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 会計 1名
- (4) 監事 2名

2 監事は、自治会連合会の監事2名をもってあてる。

(役員任期)

第7条 役員任期は2年とし、再任は妨げない。ただし、会長の任期は原則として連続4期8年までとする。

2 前任者の退任により就任した役員任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指定した順序により、その職務を代理する。
- 3 会計は、協議会の会計を処理する。
- 4 監事は、協議会の会計を監査する。

(部会の設置)

第9条 第3条に規定する活動内容を実施するため、複数の部会を置くことができる。

- 2 各部会に、部会長及び副部会長を置き、会員の互選によりこれを定める。
- 3 正副部会長は、役員を兼務することができる。

(会議)

第10条 協議会の会議は、総会、役員会、正副部会長会議（監事を除く役員出席）、その他の会議（部会の会議は除く。）とする。

- 2 総会は、年1回開催する。ただし、会長が必要と認めたときは臨時に開催することができる。
- 3 総会は、会長、副会長、会計、部会長、副部会長で構成する。
- 4 総会は、次の事項を審議する。
 - (1) 事業報告及び収支決算に関すること。
 - (2) 事業計画及び収支予算に関すること。
 - (3) 役員を選任に関すること。
 - (4) 会則の改廃に関すること。
 - (5) その他の重要な案件に関すること。
- 5 役員会及び正副部会長会議は、随時開催し、必要な事項を審議する。
- 6 役員会は、諸事情で総会の開催がかなわないときにおいて、これに代わることができる。
- 7 会議は、会長が招集し、議長となる。

(定足数)

第11条 会議は、構成員の過半数の出席（委任者を含む）をもって成立し、出席者の過半数をもって決する。ただし、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

(経費)

第12条 協議会の経費は、南橘地区自治会連合会からの団体交付金（助成金）、前橋市地域づくり推進事業助成金、寄付金、事業収益その他の収入をもってこれに充てる。

(会計)

第13条 協議会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年の3月31日をもって終わる。

2 会長は、会計年度の事業終了後、監事の監査を受けて、総会に会計を報告し、承認を受けなければならない。

(会則に定めのない事項)

第14条 この会則に定めのない事項については、会長が会議に諮って別に定める。

附 則

この会則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則

この会則は、令和5年4月25日から施行する。